

九州防衛局管轄区域内で防衛省が発注する工事等からの排除措置の概要

1 防衛省が発注する工事等から排除する業者名：株式会社 紫微設計

業者の住所：京都府京都市上京区西三本木通丸太町上る474番地の1（大阪事務所 大阪府大阪市北区中之島4丁目1番地9号 glaf labo 2F）

2 防衛省が発注する工事等からの排除措置年月日：平成23年5月30日

3 防衛省が発注する工事等からの排除措置の範囲：九州防衛局管轄区域
（福岡県、佐賀県、長崎県及び大分県）

4 事実概要

平成23年5月18日、大阪府警察本部から株式会社紫微設計について、防衛省が発注する工事等からの排除要請があった。

5 防衛省が発注する工事等からの排除措置理由：

防衛省が発注する工事等からの暴力団排除の推進について（防経施第6993号20.6.5）の添付書類1（防衛省が発注する工事等から暴力団排除を推進するための措置要領）の1に該当するため。

6 その他：

排除することとしている期間においては、当省が発注する工事等の入札への参加を認めない。

（参 考）

防衛省が発注する工事等からの暴力団排除の推進について（防経施第6993号20.6.5）の添付書類1（防衛省が発注する工事等から暴力団排除を推進するための措置要領）の1（抄）

防衛省が発注する工事等からの暴力団排除を推進するため、（中略）都道府県警察から暴力団関係業者として防衛省が発注する工事等から排除するよう要請があった業者等、明らかに工事等の請負者等として不相当であると認められる業者については、当該状態が継続している間、（中略）防衛省が発注する工事等から排除するものとする。